

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																															
厚木看護専門学校		昭和55年11月10日		五十嵐 一美		〒 243-0005 (住所) 神奈川県厚木市松枝2-6-5 (電話) 046-222-1241																															
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																															
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団		昭和48年2月2日		霜尾 克彦		〒 243-0121 (住所) 神奈川県厚木市七沢516 (電話) 046-249-2111																															
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																															
医療	医療専門課程	看護学科		平成7(1995)年度	-	平成29(2017)年																															
学科の目的	本学科は、学校教育法及び保健師助産師看護師法の規定に基づき看護師として必要な知識及び技術を修得させ併せて、一般教養の向上を図り、有能な人材を育成する																																				
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	看護師国家資格 中退率																																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技																													
3年	昼間及び夜間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,730 単位時間 103 単位	1,680 単位時間 〇〇 単位	210 単位時間 〇〇 単位	720 単位時間 単位	0 単位時間 0 単位	120 単位時間 〇〇 単位																													
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)																																	
240 人	236 人	0 人		0 %																																	
就職等の状況	■卒業者数(C) : 82 人 ■就職希望者数(D) : 74 人 ■就職者数(E) : 74 人 ■地元就職者数(F) : 74 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 90 % ■進学者数 : 4 人 ■その他 : 4名資格未取得の為 (令和5年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 神奈川県総合リハビリテーション事業団 24、厚木市立病院 8、海老名総合病院 17、東名厚木病院 14、その他 2、伊勢原協同病院 9、秦野赤十字病院 1																																				
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 〇〇〇〇 受審年月: 〇年〇月 評価結果を掲載したホームページURL: 〇〇〇〇																																				
当該学科のホームページURL	http://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp																																				
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,730 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>810 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>48 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>2,730 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>810 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>48 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> (B: 単位数による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>〇〇 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>〇〇 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>〇〇 単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>〇〇 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>〇〇 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>〇〇 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>〇〇 単位</td></tr> </table>									総授業時数	2,730 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	810 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	48 単位時間	うち必修授業時数	2,730 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	810 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	48 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総授業時数	〇〇 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	〇〇 単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	〇〇 単位	うち必修授業時数	〇〇 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	〇〇 単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	〇〇 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	〇〇 単位
総授業時数	2,730 単位時間																																				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	810 単位時間																																				
うち企業等と連携した演習の授業時数	48 単位時間																																				
うち必修授業時数	2,730 単位時間																																				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	810 単位時間																																				
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	48 単位時間																																				
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																				
総授業時数	〇〇 単位																																				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	〇〇 単位																																				
うち企業等と連携した演習の授業時数	〇〇 単位																																				
うち必修授業時数	〇〇 単位																																				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	〇〇 単位																																				
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	〇〇 単位																																				
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	〇〇 単位																																				
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等にいてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22 人</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>22 人</td> </tr> </table>									① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等にいてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	16 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	22 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	22 人														
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等にいてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	16 人																																				
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5 人																																				
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																				
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人																																				
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																				
計	22 人																																				
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	22 人																																				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
 学生が看護への興味・関心を高め、医療・看護・福祉の現状、動向を見据えて、社会・企業の要請や期待に応えられる能力・資質を高められるカリキュラムを構築を目指している。そのために、教育目標、教育内容、教育方法等について、業界関係者を含めた教育課程編成委員会の意見を踏まえて教育課程の編成を行うことを基本方針とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
 ※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記
 ①看護学科 教育課程については看護学科会議で決定したものを、教育会議で学校職員間で共有を行う。
 ②教育課程編成委員会で教育課程についての意見を受けた後、看護学科会議で教育課程の追加・変更・工夫点を検討する。
 ③追加・変更となった教育課程(案)は経営会議で承認を得る。
 ④次回、教育課程編成委員会にて追加・変更・工夫点の実施状況を報告、新たな検討を加える。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
三宅 正敬	厚木医師会会長	令和6年4月～令和8年3月	①
北野 義和	厚木病院協会副会長	令和6年4月～令和8年3月	①
吉村 由紀	神奈川県看護協会県央支部長	令和6年4月～令和8年3月	②
伊藤 玲子	東名厚木病院副院長兼看護部長	令和6年4月～令和8年3月	③
神保 京美	伊勢原協同病院副院長兼看護部長	令和6年4月～令和8年3月	③
山下 喜典	厚木市市民健康部長	令和6年4月～令和8年3月	①
梅澤 広昭	神奈川県立厚木東高等学校 校長	令和6年4月～令和8年3月	②
五十嵐 一美	厚木看護専門学校 学校長	令和6年4月～令和7年3月	—
田原 裕子	厚木看護専門学校 副学校長	令和6年4月～令和7年3月	—
島田 真由美	厚木看護専門学校 看護学科長	令和6年4月～令和7年3月	—
中原 真弓	厚木看護専門学校 看護学科 技幹	令和6年4月～令和7年3月	—
茂木 憲明	厚木看護専門学校 総務課長	令和6年4月～令和7年3月	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
 (当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)
 ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
 ②学会や学術機関等の有識者
 ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
 (年間の開催数及び開催時期)
 年2回以上開催。その他必要に応じて開催。

(開催日時(実績))
 年2回以上開催。その他必要に応じて開催。
 第1回 平成27年11月10日 16:25～16:45
 第2回 平成28年 7月 6日 16:00～17:00
 第3回 平成28年11月15日 16:25～17:10
 第4回 平成29年 7月 4日 16:00～17:00
 第5回 平成29年11月14日 16:00～17:00
 第6回 平成30年 7月 4日 16:00～17:00
 第7回 平成30年11月13日 16:00～17:00
 第8回 令和 1年 7月 2日 16:00～17:00
 第9回 令和 1年11月21日 16:00～17:00
 第10回 令和 2年 7月 新型コロナウイルス感染症感染予防のため、紙面にて実施
 第11回 令和 3年 3月 16日 16:30～17:30
 第12回 令和 3年 7月 1日 16:00～17:00
 第13回 令和 4年 3月 15日 16:25～17:10
 第14回 令和 4年 7月 7日 16:00～17:00
 第15回 令和 5年 3月 16日 16:25～17:10
 第16回 令和 5年 7月 6日 16:00～17:00
 第17回 令和 6年 3月 14日 16:30～17:20

<p>(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況</p> <p>※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。</p> <p>平成28年11月15日 教育課程編成委員会</p> <p>■臨地実習終了後の学生からの実習評価アンケート結果で「A. 指導者と教員の指導の一貫性」の評価が例年低いのはなぜか、という意見を受け、AIに焦点を当てた学生への調査を実施した。一部の結果より、臨地実習中、患者に対する指導者の考え方、教員の考え方それぞれ間違っていないが、基礎の学生にとって指導が判断基準になるため悩ましいという結果があった。教員と指導者の連携のみでなく、連携の場に学生を含め、3者間で患者への看護を話し合える場を持つことで、現場での判断力を学ぶ場となるため、今後も臨床実習の振り返りの場等で本データを活用し、共有を図っていくことが課題となった。</p> <p>■アンケート内に知識と技術の両方を確認する項目があり、どちらが実際に課題になっているかを確認したいという意見に対し、今後は分けて調査することとした。</p> <p>■倫理教育に関連したカリキュラムの運営状況について倫理教育を含むカリキュラム内容を提示した。教育課程内に盛り込まれているためよとの助言をいただいた。倫理に関するワークでも、インパクトの弱い題材に関しては倫理観育成強化が必要。インパクトの強弱でなく、等しく倫理的な事象として捉える力を身につけていくことが課題である。委員の意見より、専門職としての成長過程に臨床場面での経験が大きく影響しており、今後も臨床に働きかけ、感性を磨くことを強化していくことが課題となった。</p>
<p>平成29年7月4日 教育課程編成委員会</p> <p>■学生へのアンケート調査は今年度2クール目まで集計した。知識と技術を分けて調査した結果、知識も技術も「当てはまる」「やや当てはまる」に回答され、概ね身についたという結果であり、知識と技術に大きな差はなかった。</p> <p>■カリキュラム改正に向け「地域包括ケアシステムに対応したカリキュラム編成に向けて」というテーマで、討議した。病院での看護にとどまらない生活者としての対象を前提とした関わりを目指し、各看護学が縦割ではないつながりを持ったカリキュラム構築が必要。学生の時期から他職種との連携、専門性の違いからくる視点、考え方を共有できる機会をカリキュラム上に構築してけることが理想であることなど、検討事項としてあがり課題となった。</p>
<p>平成29年11月14日 教育課程編成委員会</p> <p>■カリキュラム改正を見据えた「教育目標」「卒業時に期待する能力」の検討というテーマで話し合った。そこで、学生のコミュニケーションやメンタル面での課題から学生の自己を表現する力を育てることが課題として取り組むこととなった。</p>
<p>平成30年7月3日 教育課程編成委員会</p> <p>■「看護師として協働する力を引き出すための教育の検討」というテーマでディスカッションを行った。授業改善の一環で取り組んでいるアクティブラーニングやグループワークの活用について検討した。教員も、各所に向きすぐれた授業を体験し授業力を高めるよう取り組むこととした。</p>
<p>平成30年11月13日 教育課程編成委員会</p> <p>■2020年カリキュラム改正にむけて現在のカリキュラム評価について検討した。カリキュラム評価における評価指標を明確にし、カリキュラムの改善点を中心に取り組むこととした。</p>
<p>令和1年7月2日 教育課程編成委員会</p> <p>■「看護師教育の技術に関する検討」をテーマに臨床で求められる看護技術の習得に関して、どのように教育課程の中に組み込んでいくかについて検討した。学内では、技術教育としての身に着け方、学生の学びとしての印象の残し方、そのための教え方を整理し、臨地では体験しながら思考を深めるよう技術教育に取り組むこととした。</p>
<p>令和1年11月21日 教育課程編成委員会</p> <p>■前回会議後の取り組み状況として、2019年度技術に関する到達度中間評価の報告と厚労省から出された「看護基礎教育検討会」の報告書の内容を基に、カリキュラム改正の「在宅看護論」から「地域・在宅看護論」へ変わり地域包括ケア社会への取り組みが検討された。生活体験の少ない学生がいかに生活の場における看護を学ぶか、そのために、学生の社会人としての自律を促すことを積み重ねていくための教育と支援が課題となった。</p>
<p>令和2年7月 教育課程編成委員会</p> <p>■新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下4点報告資料を委員に送付し、現在意見を頂いている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2019年度 カリキュラム評価 考察と課題 2. 2019年度 卒業時の看護教育の技術に関する到達度評価について
<p>令和3年3月16日 教育課程編成委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚木看護専門学校の現状について 2. 自己点検・自己評価、学生確保対策等 <p>上記議題について意見交換を行った。コロナ禍での臨地で実施できた実習の現状やオンライン授業や学内実習を通して、成績にどう影響があったのか、ICTの活用状況について意見交換を行った。</p>
<p>令和3年7月1日 教育課程編成委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2020年度 卒業時に期待する能力の評価について 2. 各学年のねらいと到達目標の評価について 3. コロナ禍における学習について 4. 看護師養成新カリキュラムの変更点について <p>上記議題について意見交換を行った。コロナ禍での臨地実習の現状やオンライン授業や学内実習を通して学生たちの到達度への影響があったのか、ICTの活用状況について、新カリキュラム構築に向けての意見交換を行った。</p>
<p>令和4年3月15日 教育課程編成委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2021年度 カリキュラム評価について 2. 卒業生の看護師教育の技術に関する到達度評価について 3. カリキュラム改正について
<p>令和4年7月7日 教育課程編成委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2021年度 各学年のねらいと到達目標の評価について 2. 新カリキュラムによる授業・実習の状況について 3. 校内見学(シミュレーションルーム) 4. 2023年4月入学生からの「ダブルスクール制度」の導入について
<p>令和5年3月16日 教育課程編成委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2022年度 カリキュラム評価について 2. 2022年度 卒業生の看護師教育の技術に関する到達度評価について 3. 新カリキュラムによる授業・実習の状況について 4. 2023年4月入学生からの「ダブルスクール制度」の導入について
<p>令和5年7月6日 教育課程編成委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2022年度 カリキュラム評価について 2. 2022年度 卒業生の看護師教育の技術に関する到達度評価について 3. 新カリキュラムによる授業・実習の状況について 4. 2023年4月入学生からの「ダブルスクール制度」の導入について
<p>令和6年3月14日 教育課程編成委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2023年度 カリキュラム評価について 2. 2023年度 卒業生の看護師教育の技術に関する到達度評価について

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

「本校は学校教育及び保健師助産師看護師法の規定に基づき看護師として必要な知識及び技術を習得させて併せて、一般教養の向上をはかり有能な人材を育成する」という教育目的の達成と「看護の専門的知識・技術を身につける」といった卒業時に期待する能力の習得を図るために、企業等との連携を密に行っている。様々な場において実習ができるよう配慮し、知識・技術を看護実践の場で理解・実施できる能力を養うように臨地実習を設けたり、学内においても現場で働く専門職の講師を招いて実践能力の向上を図れるように努めている。加えて企業連携の基本方針として、学生のレディネス、実習や各科目の学修目標の共通理解に向けて、企業との連携の場を設け、具体的な理解を促進している

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

連携内容は、学内の授業や臨地実習において、教員と企業側で学生の到達目標が共通となるよう授業の内容や指導方略、実習方法などを調整している。授業の実施前は、臨地実習指導者会議への出席や企業（各実習施設）での学習会の参加に加え、臨地での実習指導や実習評価の依頼などを行っている。実施中は指導の方向性が定まるよう実習指導要項および実習指導案を用いた具体的な理解を促している。学内では現場で行われている実際のわかるように演習を用いた授業を展開している。成績評価については、試験の採点依頼や実習評価は指導者の評価欄を設けて評価を双方でできるようにしている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学Ⅱ実習	基礎看護学で学んだ知識・技術を活用し、対象者の状況に合わせた日常生活援助が実践できる。	神奈川リハビリテーション病院、厚木市立病院、秦野赤十字病院、伊勢原協同病院、東名厚木病院
老年看護学Ⅲ実習	健康障害をもった老年期にある人および家族に対して加齢による変化および健康障害による問題を総合的に把握し、看護の実際を学ぶ	秦野赤十字病院、東名厚木病院
小児看護学実習	1. 健康な乳児・幼児の成長・発達を理解し、小児への理解を深める 2. 障害のある小児と家族のニーズを理解し社会的支援を考えられる 3. 健康障害をもつ小児及び家族に対し、健やかな成長・発達と健康の段階を考えながら、対象の日常生活を整える援助を実践する 4. 外来での小児看護の実際を理解する	神奈川リハビリテーション病院、厚木市立病院、ソレイユ川崎、七沢学園、厚木市内保育園、愛川町立小学校、清川村小中学校・幼稚園、中井町立なかいこども園、七沢希望の丘初等学校
在宅看護論実習	在宅で療養生活を送る人とその家族が、その人らしく日常生活ができるための保健医療福祉の連携と看護の実際を学ぶ。	訪問看護ステーション（宝命、こまち、南足柄市、もみじ、ハーモニーケア、さつき、いせはら）せや在宅クリニック
看護の統合と実践実習	病棟における看護業務の実際を体験し、講義を通して学んだ知識・技術・態度を活用し実務に即した看護実践能力を養う。	神奈川リハビリテーション病院、厚木市立病院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
<p>(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 専攻分野の最新の専門的知識、技術を習得するための機会や、教職員の学習意欲と自己啓発による人材育成など、看護基礎教育に役立てることを目的として「学会・研修会に関する規約」を設けている。全教員に2年の学会参加計画や企業との連携による実務研修、夏期臨地指導者講習会の開催等で、企業等と連携した教育力の向上を目指している。</p>		
(2) 研修等の実績		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	第32回 日本看護教育学会主催学術集会	連携企業等: 日本看護教育学会
期間:	2023. 8.19	対象: 看護師・看護教員
内容:	看護職者の可能性を拓く教育と研究	
研修名:	第17回 日本慢性看護学会学術集会	連携企業等: 日本慢性看護学会
期間:	2023. 9. 2～9. 3	対象: 看護師・看護教員
内容:	『chronicity』とどうかわるか・・・未来の人のために	
研修名:	第18回 医療の質・安全学会学術集会	連携企業等: 一般社団法人医療の質・安全学会
期間:	2023.11.25～.11.26	対象: 看護師・看護教員
内容:	世界はチームでできている ―多様性の森へようこそ―	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	2023年度国家試験対策教員セミナー	連携企業等: 株式会社さわ研究所
期間:	2023. 4.15	対象: 看護教員
内容:	国家試験対策教員セミナー	
研修名:	「発問」と「応答」で学び続ける看護師を育成する	連携企業等: 株式会社医学書院
期間:	2023. 4.22	対象: 看護教員
内容:	授業研究	
研修名:	第113回看護師国家試験対策WEBセミナー	連携企業等: 株式会社メディックメディア
期間:	2023. 4.22	対象: 看護教員
内容:	国家試験対策構築	

(3) 研修等の計画		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	日本災害看護学会	連携企業等: 日本災害看護学会
期間:	2024.8.31～9.1	対象: 看護師・看護教員
内容:	災害に強く、そして備えを	
研修名:	日本看護技術学会学術集会	連携企業等: 日本看護技術学会
期間:	2024.10.26～10.27	対象: 看護師・看護教員
内容:	看護技術の哲学と実装	
研修名:	日本看護学会学術集会	連携企業等: 日本看護協会
期間:	2024.9.27～9.29	対象: 看護師・看護教員
内容:	健康危機における看護の真骨頂 ～経験を糧に、次のステージへ～	
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	看護教員継続研修	連携企業等: 神奈川保健福祉大学
期間:	2024.7.25	対象: 看護教員
内容:	授業研究	
研修名:	夏期臨地実習指導者研修	連携企業等: 横浜市立大学
期間:	2024.7.31	対象: 看護師・看護教員
内容:	臨床判断能力の育成	
研修名:	職員研修	連携企業等: 日本災害看護学会
期間:	2024.7.26	対象: 看護師・看護教員
内容:	目標管理について	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

厚木看護専門学校 学校関係者評価会議規程および厚木看護専門学校学則第37条第2項の規程に基づき、学校関係者評価会議を設置・運営する。
 当該の実施する自己点検・自己評価の客観性および透明性を高め、「明日の厚木看護専門学校を考える会」という視点で企業等委員を含む学校関係者が学校の現状と課題について共通理解を深め、協力して教育活動その他の学校運営を推進することを目指す。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①学校の理念・目的・育成人材像は定められているか(専門分野の特性が明確になっているか) ②学校における職業教育の特色は何か ③社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ④学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか ⑤各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2) 学校運営	①目的等に沿った運営方針が策定されているか ②運営方針に沿った事業計画が策定されているか ③運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ④人事、給与に関する規程等は整備されているか ⑤教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ⑥業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ⑦教育活動等に関する情報公開が適切になされているか ⑧情報システム化等による業務の効率化が図られているか ⑨学生及び文書、備品等を守るための安全対策の整備はなされているか ⑩学校安全保健計画、消防計画の作成はなされているか
(3) 教育活動	①教育理念等に沿った教育課程編成・実施方針等が策定されているか ②教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ③学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ④キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方針の工夫・開発などが実施されているか ⑤関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか ⑥関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか ⑦授業評価の実施・評価体制はあるか ⑧職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか ⑨成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか ⑩資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ⑪人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ⑫関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務含む)を確保するなどマネジメントが行われているか ⑬関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成などの資質向上のための取組が行われているか ⑭職員的能力開発のための研修等が行われているか
(4) 学修成果	①就職率の向上が図られているか ②資格取得率の向上が図られているか ③退学率の低減が図られているか ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか ⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5) 学生支援	①進路・就職に関する支援体制は整備されているか ②学生相談に関する体制は整備されているか ③学生に対する経済的な支援体制は整備されているか ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか ⑥学生の生活環境への支援は行われているか ⑦保護者と適切に連携しているか ⑧卒業生への支援体制はあるか ⑨社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか ⑩高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
(6) 教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか ②学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか ③防災に対する体制は整備されているか ④防災対応マニュアルの作成と適切な対応がなされているか ⑤防災訓練等による学生への防災対策の周知はなされているか
(7) 学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ③学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ③財務について会計監査が適正に行われているか ④財務情報公開の体制整備はできているか

(9)法令等の遵守	①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ③自己評価の実施と問題点の改善を行っているか ④自己評価結果を公開しているか
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ③地域に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	①海外留学についての戦略を持っているか ②日本国籍をもたない学生の受け入れ、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか ③日本国籍を持たない学生の学修・生活指導等について学内に適切な体制が保障されているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

・評価結果をもとに以下の内容に取り組んだ。

■平成27年12月21日 学校関係者評価会議

①学校の将来構想として今後の18歳人口の減少に反して看護師育成のニーズは高まる一方で、看護大学化が進む中で専門学校としてどのような特色を出していくかを表現していくこと。

②専任教員の育成および計画的雇用の課題

質の高い教育力をめざして、外部からの教員養成課程・研修等の受け入れや教員のオープンキャンパスを計画した。また、就労しながら専任教員になる養成研修が受講できるシステムや教員養成研修が学士の単位換算となる大学の編入学も選択肢として選べるよう取り組んでいる。教員未経験者が安心して入職・キャリアアップできるよう当校独自の教員ラダーを作成し、運用している。

③情報管理・SNSやUSBの取扱いのマニュアルの作成

教職員のマニュアルは設置されていた。学生を対象とした「看護学生の情報管理に関する指導の手引」を作成し、平成28年度より運用している。

④財務に関して、神奈川県からの補助金は増額が厳しいため、自らの財源の確保

支出の見直しを積極的に行い、光熱費削減（電気自由化による契約の見直し）や、より安価な物品を選定・購入する等、節減、節約に取り組んでいる。また、授業料の見直しを行い、平成30年度から月額2,600円の値上げを実施し、段階的に増額を計画している。

■平成28年9月8日 学校関係者評価会議

①人間関係を発展させる基礎的な能力を身につける」への取り組み

外部委員から「人間関係

を発展させる基礎的な能力を身につける」が苦手な学生が増えてきて、カリキュラムの中でもなかなか達成することが難しくなっているというご意見があった。これに対して、ホームルームの中で、教員が積極的に学生に関わり、今まで以上に教員-学生間の人間関係を構築していくこと、人間関係の問題解決を学生自ら図っていけるよう支援することの取り組みを開始した。

■平成28年12月21日 学校関係者評価会議

評価結果に併せて対応策も公表し、何が課題なのかよく整理されていた。「中期的に見て財政的に財務基盤が安定しているのか」の項目について取り組んでいると感じた。学生確保・看護師確保、看護教員確保はお互いに連携を図っていかなければ質の良い学生、看護師は育たないため、協力をさらに深め、質の良い学生を育てて病院に来ていただく。

■平成29年9月13日 学校関係者評価会議

①看護師としての態度育成への取り組み

当校の現在行っている学生支援・指導は、学生・保護者・受け入れる施設側、社会が求める看護師育成のニーズに応えられているかについて意見交換を行った。実習施設からは、挨拶や態度は実習中・入職後共に良いとの意見をいただくも、10年前より学生との距離が遠くなっており、歩み寄っても近づかないと講師からのご意見もあった。学生が作成した学校生活の紹介DVDの視聴から、学生たちのたくましさを感じつつも、当校の教育の厳しさを感じたとのご意見もあった。SNSの普及などにより変化していく社会の中で、対面によるコミュニケーションの困難性などもあり、学校生活でさらに職業や社会とのつながりを実感できるように取り組んでいく。

■平成30年9月13日 学校関係者評価会議

1)自己点検・自己評価 2017年度の結果と取り組みについて報告

2)「学びの場としての学校生活支援」学生アンケート結果報告

上記より、よりよい学校づくりのための学びの場としての学校生活支援について検討し取り組み課題とした。

■令和1年9月12日 学校関係者評価委員会

1)自己点検・自己評価 2018年度の結果と取り組みについて報告

2)「明日の厚木看護専門学校を考える」アンケート結果報告

上記より、よりよい学校づくりに向けて、学修支援等について検討し取り組み課題とした。

■令和3年6月1日 学校関係者評価委員会

1)学校案内の紹介

2)自己点検・自己評価 2020年度の取り組み

上記学校運営における学生の学習環境への支援や学生確保に関する取り組みの課題を明らかにした。

■令和4年6月2日 学校関係者評価委員会

1)スクールガイダンスの紹介

2)自己点検・自己評価2021年度の結果と取り組み

3)明日の厚木看護専門学校を考える会のアンケート結果

4)2022年新入学生へのアンケート結果

5)シミュレーションルームの案内、説明

上記より、学習環境としてのICT化による効果と課題等を検討し取り組み課題とした。

■令和5年6月1日 学校関係者評価委員会

1)自己点検・自己評価 2022年度の結果と取り組み

2)2022年度 明日の厚木看護専門学校を考えるアンケート結果

3)2023年度4月新入学生へのアンケート結果

4)当校ICT整備状況について

上記報告より、より良い教育に向けての支援等を検討し取り組み課題とした。

■令和6年5月31日 学校関係者評価委員会

1)自己点検・自己評価 2022年度の結果と取り組み

2)2023年度 明日の厚木看護専門学校を考えるアンケート結果

3)2024年度4月新入学生へのアンケート結果

4)当校ICT整備状況について

上記報告より、より良い教育に向けての支援等を検討し取り組み課題とした。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
渡辺 美和	神奈川リハビリテーション病院	令和6年4月～令和8年3月	企業等委員
郡山 美恵子	厚木市立病院	令和6年4月～令和8年3月	企業等委員
佐藤 裕子	愛光病院	令和6年4月～令和8年3月	企業等委員
佐久間 謙一	厚木看護専門学校同窓会	令和6年4月～令和8年3月	卒業生
榊 恵子	神奈川県立保健福祉大学	令和6年4月～令和8年3月	学識経験者
益井 明子	講師	令和6年4月～令和8年3月	講師
風間 徹	松枝地区自治会長	令和6年4月～令和8年3月	地域関係者
黒木 祐子	保護者	令和6年4月～令和7年3月	保護者
丸田 真織	看護学科2年生	令和6年4月～令和7年3月	学生
小林 優貴奈	看護学科1年生	令和6年4月～令和7年3月	学生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())
URL: <http://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/>

公表時期: 令和6年7月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ・看護六法における看護師等養成所の運営に関する指導要領に基づいて構築したカリキュラム、整備した学習環境、同法における「看護師等養成所の運営に関する手引き」に基づいた運営の実際を透明性をもって開示する。
- ・教育理念・教育目標・学生の卒業時に期待する能力を企業と共有し、教育の連携を強化する。連携によって得られた成果・課題を企業と共有・検討し、教育の質向上に活用する。
- ・自己点検・自己評価・学校関係者評価の結果をもって、教育活動その他の学校運営の状況を開示し、健全な学校運営につとめる。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①学校の教育理念・教育目標と特色 ②校長名、所在地、連絡先 ③学校のあゆみ ④教職員名簿 ⑤年間行事等
(2) 各学科等の教育	①課程(コース)・学科・学生定員数入学者数、収容定員、在学学生数 ②カリキュラム(科目配当表(科目編成・授業時数)) ③進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業・終了の認定基準等) ④学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ⑤資格取得、検定試験合格等の実績(看護師国家試験合格率) ⑥卒業生数、卒業後の進路(進学者数・主な進学先、就職者数・主な就職先)
(3) 教職員	①教職員数 ②教職員の組織(名簿)
(4) キャリア教育・実践的職業教育	①主な実習施設 ②卒業後の進路(就職支援・進学支援) ③国家試験対策への取り組みと国家試験合格率の結果 ④就職病院における卒業生の実態調査
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事への取組状況 ②看護教員養成課程の教育実習生の受け入れ
(6) 学生の生活支援	①証明書の発行 ②活用できる経済的支援(学資金・奨学金制度のご紹介) ③スクールカウンセラー
(7) 学生納付金・修学支援	①諸経費(受験料・入学金・学費等) ②教育訓練給付金制度
(8) 学校の財務	財務諸表
(9) 学校評価	自己点検・自己評価および学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	①海外研修プロジェクト②外国籍学生の受け入れ、在籍管理等における要領
(11) その他	①入学案内②オープンキャンパス情報③進路相談について

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <http://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/>

公表時期: 2024年7月1日

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携		
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任			
1	○			論理的思考と表現	他者の考えを理解し、自らの考えを理解してもらいながら多(他)職種と協働し連携して看護を行っていくにあたり「ひとりよがり」に陥らないスキルを身につけることが求められる。その思考のスキルこそが論理的思考であり。「対人専門職」として論理的思考を養い表現できることを目指す	1前	30	1	○			○				○		
2	○			運動と健康	スポーツ・レクリエーションをとおして、健康生活を支える運動について考え、自己の体力をつくるとともに、個人および集団の健康づくりに生かせるようにする	1前	30	1	△			○	○				○	
3	○			コンピューターリテラシーとセキュリティ	様々な情報を適切に処理する力や活用に役立てる力を高めるために、情報科学の基礎を学ぶ。また情報の活用に伴う倫理的な課題についても考え、適切な情報活用の力を養う	1前	15	1	○			○	○				○	
4	○			情報科学	様々な情報を統計的に適切に処理する力や活用に役立てる力を高めるために、統計学の基礎を学ぶ	3前	15	1	○			○	○				○	
5	○			英語 I	各チャプターで「聞く」「話す」「読む」「書く」の四技能を習得する。インプット、アウトプットを繰り返しListening・Speaking力をつける。また演習を通して身体を動かしながら英語を活用することで、使える英語の習得を目指す	1後	30	1	○			○					○	
6	○			英語 II	発言しなければ語学力はのびない。ネイティブ講師のEnglish Onlyの環境で、基礎的な日常会話から自分の考えや意見を述べる、聴くことを通して日常会話に必要な力を身につける。完璧な英語は求めず、間違いを怖がらない。'伝える'を大切に	2前	30	1	○			○	○	○				○
7		○		中国語	中国は圧倒的な人口を誇る大国であり、中国語は世界で最も話されている言語である。中国の標準語である「普通話」を話すことができるようになれば、13億いるどこの国の中国人ともコミュニケーションがとれる。様々な可能性が広がる中国後の初級編を学ぶ	2後	15	1	○			○	○					○
8		○		スペイン語	スペイン語の話者人口は世界第二位で、スペインをはじめ南北アメリカ大陸16ヵ国、カリブ海地域、アフリカ大陸の21の国と地域の公用語である。広大な地域の様々な人々とコミュニケーションがとれるスペイン語の初級編を学ぶ	2後	15	1	○			○	○					○
9		○		イタリア語	EUの公用語であるイタリア語は、イタリア本国、スイス南部で話されているが、多くのイタリア人が世界各地に移住して渡った歴史から、世界でイタリア語が適用する範囲は広い。日本でもイタリア語の名称が多く使われ、歴史的なつながりを知りながらイタリア語の初級編を学ぶ	2後	15	1	○			○	○					○
10	○			社会学	社会学的な方法論や態度を学習し、「社会学的に保健医療を捉え、考えるということ」について反省的に捉え直す力を養う	1後	30	1	○			○						○

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
11	○			教育学	看護・医療に携わることを目指す者の基礎教育として、教育学の考え方を学ぶ。教育問題や教育ということをも人間の発達や社会との関係という点に戻って考え、判断できる基礎を培う	2前	15	1	○			○			○	
12	○			心理学	人間のこころや行動を理解する際の心理学的な考え方や視点について学習し、対人援助の場面で有用となる各発達段階についての知識を深める。心理学の基礎的理論と応用について学び、人間理解を深め、臨床心理学・カウンセリングなどの基礎的な考え方を学習する。また、自己理解・他者理解を対人援助職としての態度について考え、心理学をどのように活かせるかについて理解を深める	1前	30	1	○			○			○	
13	○			倫理学	社会における倫理問題について認識し、倫理原則や価値観について理解を深める。その上で、医療や福祉における倫理的判断や行動について、その重要性を認識して、アプローチの方法を学ぶ	1前	15	1	○			○			○	
14	○			人間関係論	人間関係とは自己と他者との関わりから理解することができる。人間関係構築のための態度や能力を体験的に理解し、専門職業人としての成長を目指す	1前	15	1	○	○		○	○	○	○	
15	○			家族論	現代社会の家族における諸問題、家族の多様性、男女の性差や平等性をめぐるジェンダー、現代社会と家族についてなど、時代の変化に伴う家族のあり方を学ぶ	2前	15	1	○			○			○	
16	○			キャリアデザイン	自分自身の看護職としてのキャリア(生き方、働き方)を思い描くとともに、人間としての成長を目指す過程をデザインできることを目標に、将来に向けたキャリア開発を考える力を養う	3全	30	1	○			○			○	○
17	○			解剖生理学Ⅰ	本科目では、看護が実践する日常生活援助のなかで必要な解剖学の知識、生理学の知識を活用できるよう学習していく。学習を通して対象のからだに働き替え、その人の持つ最大限の力を発揮できる看護を、根拠をもち、自信をもって実施できるようになる	1前	60	2	○			○			○	○
18	○			解剖生理学Ⅱ	本科目では、看護が実践する日常生活援助のなかで必要な解剖学の知識、生理学の知識を活用できるよう学習していく。学習を通して対象のからだに働き替え、その人の持つ最大限の力を発揮できる看護を、根拠をもち、自信をもって実施できるようになる	2前	60	2	○			○			○	○
19	○			生化学	看護や医学領域での生化学では、生物物質の基本的知識とその物質代謝を基に健康なヒトでの生体内の機能や、それがいかに維持されて調節されているかを理解する、さらに病気や病態の発生の過程を生化学的視点から考察し、人体の構成成分である化学物質の性状、その分布および代謝について学ぶ	1前	30	1	○			○			○	

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業 等との 連携	
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任		
20	○			栄養学	人間は、外界から体内へ「食物」を摂りこむことにより生命を維持している。食品に含まれる各栄養素がそのように体内で消化吸収され、代謝され利用されていくのか、人間にとっての食の意義を理解する。	2前	30	1	○			○			○		
21	○			病理学	奇形や退行性病変、進行性病変、炎症、腫瘍などの病変のカテゴリーに関する知識を得るとともにそれらの病変が各種の臓器に現れた疾病の成り立ちについて学ぶ	1後	30	1	○			○				○	
22	○			疾病と治療Ⅰ (消化器、運動器、脳神経)	脳神経・運動系・消化器系の形態や機能を踏まえ、症状・疾患を理解し、診断・治療・検査について学ぶ	1全	30	2	○			○				○	
23	○			疾病と治療Ⅱ (呼吸器・循環器)	呼吸器・循環器系の形態や機能を踏まえ、症状・疾患を理解し、診断治療・検査について学ぶ	2全	15	1	○			○				○	
24	○			疾病と治療Ⅲ (腎・泌尿器、内分泌)	腎・泌尿器・内分泌・代謝系の形態や機能を踏まえ、症状・疾患を理解し、診断・治療・検査について学ぶ	2全	15	1	○			○				○	
25	○			疾病と治療Ⅳ (血液、アレルギー感染症)	血液系・アレルギー・感染症についての形態や機能を踏まえ、症状・疾患を理解し、診断・治療・検査について学ぶ	2後	15	1	○			○				○	
26	○			疾病と治療Ⅴ (緩和医療、がん、神経・筋)	緩和医療、がん、神経・筋についての形態や機能を踏まえ、症状・疾患を理解し、診断・治療・検査について学ぶ	2後	15	1	○			○				○	
27	○			微生物学	看護実践に必要な微生物学の知識を学び、看護場面における感染を防止する使命を理解し、安全な看護を提供する力を養う	1全	30	1	○			○				○	
28	○			薬理学	現代医学における薬物治療とあわせて、代表的な薬物の作用機序、特徴、副作用、薬物の取り扱いや管理などについて学ぶ	2前	30	1	○			○				○	
29	○			リハビリテーション学	解剖学の知識を応用し、実践に即したリハビリテーション技術を学ぶ	3全	15	1	○	○		○			△	○	
30	○			多職種連携と協働	多職種の連携・協働を図る必要性を理解し、専門職として必要な知識と技術を学ぶ。また保健・医療・福祉等の関連職種の専門性や価値観を理解し、より良いケアをの実践を目指すチーム医療連携に向けた、看護師の役割を考えることができるようになることを目指す	1全	30	2	○			○			△	○	

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
31	○			公衆衛生学	人間が健康な生活を維持するために必要な公衆衛生活動および衛生法規について学び、看護活動をしていくうえで必要な法令について学ぶ	2前	15	1	○			○			○	
32	○			看護関係法令	看護師が質の高い看護を提供するために、社会人として充実した豊かな人生と、職業人としての任務を果たし、人々の健康を守るための保健医療福祉に関する諸制度の理解それを規定とする諸法令を理解することが必要である。職務を正しく遂行するために基本的なことを学習し、国民の健康を守る立場や一国民、生活者としての視点から健康な生活を維持するために必要な法令について理解を深める	1後	15	1	○			○			○	
33	○			社会保障・社会福祉	生活を支える社会福祉の考え方や理念について学び、我が国の社会福祉と社会保障の概要について体系的に理解する。また、社会福祉を支える法制度とその変遷を学び、我が国の実態と問題、施策の関係性について学ぶ。展開されているのか、今後の課題と対策を考える力を養う	2後	30	2	○			○			○	
34	○			看護学概論	看護とは何か、看護師とはどのような職業かを学ぶ。そして人を世話するにあたって基本となる姿勢や考え方について学ぶ。「看護とは何か」を考える基盤となる素材が盛り込まれているが、どう考えていけばよいかなど疑問を持ち、看護を志す初学者として基本的な“考え方”を身につける	1全	30	1	○			○		○		
35	○			安全を確保する援助技術	看護技術を学ぶ意義を理解し、看護技術を安全・安楽の視点から考える力を養う。医療安全の基礎を学び、看護師として事故防止から救急時の対応を身につける。医療従事者としての自覚を持ち、積極的に支援できる力を養う	1前	30	1	○	△		○		○	△	
36	○			環境を整える援助技術	コミュニケーションの特徴と、医療におけるコミュニケーションの重要性を理解し、コミュニケーションの基本的な技法を身につける。健康の回復・維持・増進のための環境の意義を学び、環境について考え、基本的な技術を身につける	1前	30	1	○	△		○		○		
37	○			活動を支える援助技術	健康の回復・維持・増進のための活動と休息の意義を学び、活動と休息の援助について考え、基本的な技術を身につける	1前	30	1	○	△		○		○		
38	○			食・排泄を支える援助技術	健康の回復・維持・増進のための食と排泄の意義を学び、食と排泄について考え、基本的な技術を身につける	1全	30	1	○	△		○		○		
39	○			清潔を保つ援助技術	健康の回復・維持・増進のための清潔の意義を学び、清潔について考え、基本的な技術を身につける	1全	30	1	△	○		○		○		

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
40	○			フィジカルアセスメント	ヘルスアセスメントの意義を学び、ヘルスアセスメントの基本的な技術を身につける。またヘルスアセスメントによって得られた結果を看護ケアに結びつける思考を養う	1全	30	1	△	○		○	○			
41	○			症状別看護	健康状態についての特徴を捉え、臨床において看護の対象者を理解するための基盤を養う。さらに、症状のメカニズムを基盤にアセスメントの視点や看護援助の根拠を学ぶ	1全	30	1	○	△		○	○			
42	○			看護過程	看護過程の意義を理解し、対象に必要な看護を導き出し、看護展開するための基礎的知識・技術・態度を学ぶ	1後	30	1	○	△		○	○			
43	○			与薬・検査の看護Ⅰ	与薬のための基礎知識を学び、看護師の役割と基本的技術を身につける	1後	15	1	○	△		○	○			
44	○			与薬・検査の看護Ⅱ	診療や検査の基礎知識とその看護師の役割を学ぶ。また、解剖生理学を理解しながら、注射技術を身につける	2全	30	1	○	△		○	○	○		
45	○			人の暮らしと健康	地域で暮らしているあらゆる発達段階の人々の暮らし方や生活、健康を考えるしくみ等を学び、地域で暮らす人々の健康を考えることで支えあう社会の仕組みに関心を持ち、自己の身近な学びに繋げる	1前	15	1	○			○	○	△		
46	○			在宅療養の支援	人々の暮らしの実際を踏まえ、社会・地域の一員として考えながら地域における看護の場や看護の役割を学び、地域や在宅看護にかかわる法令や制度のもとに社会資源があり必要としている人がいることを理解する	2全	30	2	○			○	○	○		
47	○			ケアプランと看護	ケアマネジメントやケアプランとは何かを学び、ケアプランを読み取ることで療養者とその家族の全体像を捉えて在宅看護の必要性を導き出し、具体的な計画立案、実施・結果・評価を行う	3全	15	1	○			○	○			
48	○			在宅看護技術	在宅で求められる看護技術を学び、卒業時に到達すべき技術を習得する、経管栄養法を必要とする在宅療養者の事例で援助の適応性について症例を検討できる	3全	15	1	○	△		○	○			
49	○			成人看護学総論	成人期にある対象の健康の保持・増進の重要性を理解し、保健活動の実際について学ぶ	1全	30	1	○			○	○			
50	○			成人看護学各論Ⅰ (呼吸器・循環器)	成人期にある人が病気になるところが生活にどのような影響を与えるのか学習を行う。また生命維持活動に直結する呼吸・循環器の疾患における看護を学ぶ	2全	30	1	○			○	○	○		
51	○			成人看護学各論Ⅱ (食道・胃・大腸)	成人期にある人が病気になるところが生活にどのような影響を与えるのか学習を行う。また食事は生きることである。その重要な器官である消化管を病むということについて学ぶ	2前	30	1	○			○	○			

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
52	○			成人看護学各論Ⅲ (胆嚢・肝臓・膵臓)	成人期にある人が病気になるところが生活にどのような影響を与えるのか学習を行う。また、胆嚢・肝臓・膵臓系の疾患における看護を学ぶ	2全	30	1	○			○	○			
53	○			成人看護学各論Ⅳ(腎・血液・内分泌)	成人期にある人が病気になるところが生活にどのような影響を与えるのか学習を行う。また、腎・泌尿器、血液、内分泌系の疾患における看護を学ぶ	2後	30	1	○			○	○	○		
54	○			老年看護学概論	老年期にある人の特徴と高齢社会における看護の役割を学ぶ	1全	30	1	○	△		○		○		○
55	○			高齢者の生活を支える援助技術	老年期にある人の日常生活を支える援助技術を学ぶ	2前	30	1	○	△		○		○	○	
56	○			高齢者に特有な疾患の看護	高齢者に特有な疾患と治療を学び、状態に応じた看護を考える。それらを基に看護過程を展開し、対象者に必要な看護を考える	2全	30	1	○	△		○		○	○	
57	○			小児の成長と発達	日々、大きく変化する子どもの特徴的な成長・発達について学ぶ。個性のある子どもの成長・発達を正しく理解するためにも評価方法を学び、その子に合わせた関わりやその子を支える保護者への支援方法を考える	1後	30	1	○	△		○		○	△	
58	○			小児の疾患と治療	小児の特徴的な疾患と共に診断方法、症状、治療、処置について学ぶ。得られた知識を疾患、障害を持つ子どものアセスメントに活かし小児看護、指導に役立てる	2前	15	1	○			○			○	
59	○			小児の疾病・症状からみる看護	小児の成長と発達、小児の疾患と治療で学んだ知識を活用して対象となる子どもの看護を考える。また子どもを支える保護者・家族の存在に対しても看護の必要性を考え、双方を支援できる個別性のある看護実践ができるようになる	2全	30	1	○	○		○		○	○	
60	○			母性看護学概論	母性看護の基盤となる概念を理解すると共に、母性看護を実践する上で必要な基礎的知識や考え方を学ぶ	2前	15	1	○			○		○		
61	○			周産期の実際と支援	妊娠・分娩・産褥・新生児の正常経過とアセスメント視点と看護について学ぶ	2前	30	1	○	△		○			○	
62	○			女性生殖器と周産期の異常	女性生殖器疾患に関する基礎知識と必要な診察・検査・処置などについて学ぶ	2全	30	1	○			○			○	
63	○			周産期の看護	「母性看護学概論」「周産期の実際と支援」「女性生殖器と周産期の異常」で学んだ知識、タスクトレーニングでの技術を活用しながら、より臨床に近いシチュエーションでの看護を実践する能力を学ぶ	2後	15	1	○	△		○		○		

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業 等との 連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
64	○			精神の機能と健康	こころの誕生から機能している過程を学習することにより、自己を見つめると共に、人のこころのはたらきについて学ぶ。また、健康な生き方とは何かについて考える	1全	30	1	○	△		○		○	○	
65	○			精神の法と歴史	精神保健医療の歴史と現状、法律を学び、今日の精神看護に求められることについて考える。地域における精神保健看護活動の実際を学び、地域で暮らす人の生活や、支援する看護師の役割について考えられるようになる	1後	15	1	○			○		○		
66	○			精神障害のある人の医療と看護	災害時に適切な看護ケアを提供するため、災害が人々の健康や生活に及ぼす影響を理解し、災害時のニーズに応じた看護の果たす役割を学ぶ。国際看護では、具体的な活動内容を知り、国際的な視野から看護問題の考え方を学ぶ	2全	30	1	○			○			○	
67	○			健康状態と看護	年齢を問わず人が生活していく上での健康とは何かを追求し、健康に必要なアセスメントをもとに看護及び看護技術を学習する	1全	30	1	△	○		○		○		
68	○			急性期の看護	生命の危機状態にある人のアセスメントを行い、必要な看護を提供できるよう急性期看護の基本的知識と技術を学習する。また場面設定を行いシミュレーション学習を行うことで、臨床判断能力を身につける機会とする	2全	30	1	△	○		○		○	○	
69	○			周術期の看護	周術期の概要と経過に合わせた看護および看護技術を学習する	2全	30	1	△	○		○		○		
70	○			慢性期の看護	疾患を抱えながら生活する人の経過や痛みの軌跡に合わせたアセスメントをもとに必要な看護を学習する。また、療養を支援するうえで必要な看護技術を学習する	2後	30	1	△	○		○		○		
71	○			終末期の看護	終末期にある人とその家族のアセスメントと、必要な看護技術を学習する	3全	30	1	○	△		○		○	○	
72	○			看護管理・医療安全	看護組織、看護業務マネジメント、チーム医療、メンバーシップなどの看護サービスを提供する上で必要な管理の基本について学ぶ。また医療安全の考え方と事故防止の考え方が理解できるようになる	3全	30	1	○	△		○		○	○	
73	○			看護倫理	医療現場で求められる倫理について考えることができる。また看護実践における倫理的問題の存在を認識し、倫理的意思決定ができるための基本を学ぶ	3全	30	1	○			○				
74	○			災害看護・国際看護	災害時に適切な看護ケアを提供するため、災害が人々の健康や生活に及ぼす影響を理解し、災害時のニーズに応じた看護の果たす役割を学ぶ。国際看護では、具体的な活動内容を知り、国際的な視野から看護問題の考え方を学ぶ	3全	30	1	○	△		○		○	○	

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
75	○			看護研究	本科目は看護を創造する力として、今まで培ってきた看護実践力を発揮し看護研究に取り組む。実習や日々の中での疑問に気づく、また疑問を問いつづけ、解決するための方法、研究法を主体的に協働して問題解決に取り組めるようPBLチュートリアル学習で取り組む	3全	30	1	○	△		○	○			
76	○			基礎看護学Ⅰ実習	医療環境と看護活動の実際を知り、看護師として求められる姿勢や態度について考え実践していく。また基礎看護学を含め今まで学んだ知識や技術を活用しながら、対象者に応じた日常生活援助について考察し実践していく	1後	60	2			○	○	○			○
77	○			基礎看護学Ⅱ実習	対象者の身体的・精神的・社会的側面から捉え、対象の状況に合わせた看護過程を実践する	2前	60	2			○	○	○			○
78	○			地域・在宅看護論Ⅰ実習	地域で切暮らしている人々の暮らし方や生活、健康を支えるしくみの実際を理解する	1前	30	1			○	○	○			○
79	○			地域・在宅看護論Ⅱ実習	在宅で療養生活を送る人とその家族が、その人らしく地域で暮らしの継続ができるよう日常生活の支援の方法や社会資源の活用方法、地域包括ケアシステムにおける「生活」と「保健」「医療」「福祉」の連携と看護の実際を学ぶ	3全	60	2			○	○	○			○
80	○			成人・老年看護学Ⅰ実習(回復期・慢性期)	回復期・慢性期の対象者を受け持ち、看護過程の展開を通じて疾患を抱えながら生活していく対象者の看護を学ぶ	2後	60	2			○	○	○			○
81	○			成人・老年看護学Ⅱ実習(急性期)	急性期の対象を受け持ち、看護過程の展開を通じて疾患を抱えながら生活していく対象者の看護を学ぶ	3全	90	3			○	○	○			○
82	○			成人・老年看護学Ⅲ実習(慢性期・終末期)	慢性・終末期にある対象者や家族の状況を把握し、状況に合わせた対象者や家族への支援を学ぶ	3全	90	3			○	○	○			○
83	○			小児看護学Ⅰ実習	子どもとの関わりや日常生活の様子を見学することで、それぞれの発達段階、発達課題の見解を深めていく。発達段階に合わせた関わり方を踏まえ、対象の子ども達の健康維持、増進をはかるために必要な支援方法を検討し実施していく	2後	30	1			○	○	○			○
84	○			小児看護学Ⅱ実習	健康障害を持つ子どもたちは、それぞれのスピードは異なるが発達し続けている。対象となる児に対して発達を阻害することなく、看護支援によって発達を促していく関わりを考え実施し評価する。障害を持ちながらも施設で生活をする子どもたちとの関わりを通し、個別性とは、暮らしを支える看護の役割とはを考える。子どもをとりまく社会的な問題、虐待などについて考える	3全	45	1			○	○	○			○
85	○			母性看護学実習	周産期にある母子の特徴を理解し、個に応じた看護を行うための能力を養う	3全	60	2			○	○	○			○
86	○			精神看護学実習	臨地にて患者1名を受け持ち、看護過程の展開を通して必要な看護を見出し実践す	3全	90	2			○	○	○			○

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・ 学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携	
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任		
87	○			看護の統合と実践実習	病院および病棟における日勤帯及び夜間帯の看護師の役割や、看護管理・医療安全の実際について学ぶ。また、看護の根拠を踏まえ、時間管理・優先順位を考えながら、複数受け持ち患者の看護実践を行う	3後	135	3			○		○	○		○	
合計				85科目			2730単位時間(103単位)										

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件は、看護学科において3年間以上在学し、学則第22条に規定する授業科目の単位認定を受けたものとする。 履修方法は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の科目区分があり、教育課程の授業科目進度に沿って、1年次38単位、2年次39単位、3年次26単位を全て履修する。なお、2年次科目の中国語・スペイン語・イタリア語は選択科目のため、1科目を自己申請し、履修すること。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	23週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。